

[事案 25-147] 契約者貸付無効等請求

・平成 26 年 3 月 11 日 裁定打切り

<事案の概要>

親が行った契約者貸付について、契約者である自分の同意がなかったことを理由として、貸付利息の免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 54 年 4 月に父親が契約した後、昭和 57 年 9 月、17 歳の時に自分に契約者変更された養老保険について、平成 25 年 3 月に満期を迎えた。その際、満期保険金 1,000 万円から、自分が 19 歳の時と 21 歳の時に母親が行った契約者貸付の元利金約 433 万円が差し引かれた。

以下の理由により、契約者貸付を無効とし、利息部分約 351 万円を返還してほしい。

(1) この貸付は契約者である自分の同意無しに行われた。

(2) 貸付手続の際、保険会社から母親に対して、契約者貸付に利息が付されることの説明がなされていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本契約の全期間の保険料は父親が支払っており、契約者貸付金の送金先は父親であるなどの状況からして、本契約の管理処分権は申立人の両親にあったこと、1 回目の貸付時には申立人は未成年であり親権者に本契約の管理処分権があったことから、本貸付は有権代理により行われたものである。

(2) 貸付手続時には、利息等について明記された借用証書が作成、交付されており、利息の説明は行われている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 検討の視点

(1) 本件では、申立人の母親が契約者貸付を受ける権限を有したかを検討する必要がある。

(2) 本契約は、申立人の父親が家族に一定の資金を残す意図で加入したと認められ、保険料は全額父親が負担し、本契約の加入について申立人に知らせてはいたが保険証券と届出印は両親が保管しており、貸付金は父親名義の口座に振り込まれ、使用されたことが認められる。こうした事情からすると、申立人の両親に本契約の管理処分権があったのではないかと考えられ、更に、この点について検討する必要がある。

(3) 貸付時の借用証書には、利息が付されることなどの借用条件が記載されていること、金銭の貸借には、利息が付されることは一般に知られていることからすると、母親が貸付けを受けた際の保険会社の説明内容がどのようなものであったか検討する必要がある。

2. 当審査会の判断

本件の適正な解決のためには、母親からの事情聴取は不可欠といえるが、母親は事情聴取に応じられないと回答している。また事情聴取を実施するにしても、当事者双方の主張が大きく対立する本件においては、裁判外紛争解決機関である当審査会の手続きではなく、厳格な証拠調

手続を備えている裁判手続による解決が相当と判断する。